

# 盛岡市 お試し移住体験



# 居住のしおり

令和6年2月

# 住宅の概要



入居期間	1週間以上3週間以内
料金	<p>使用料は無料とします。ただし、電気料、ガス代、水道料、灯油代、汲取料等生活に係る費用及び軽易な修繕費については、ご負担いただきます。金額などは別途ご説明いたします。</p> <p>また、入居期間中の食事・日常生活に係る諸費用についてもご負担ください。</p>
所在地	盛岡市本宮五丁目10番地内 122号棟
間取り	5LDK（洋室5）
設備	<p>バス・トイレ別、キッチン、インターネット完備（Wi-Fi有）</p> <p>※汲取式の簡易水洗トイレです（ヒーター付き）</p>
備品等	テレビ、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、冷蔵庫、ガスコンロ、石油ファンヒーター、掃除機、電気ケトル、テレビボード、キッチン用棚、布団、お皿、フライパン、鍋等
駐車場	1台
持参又は購入が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日用品（シャンプー・石鹸・食器/お風呂/トイレ用洗剤等の消耗品、タオル、スリッパ、洗面用具等）</li> <li>・食材（調味料含む）</li> </ul>
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築23年の建物を活用した事業となります。</li> <li>・住居内および、しえあハート村敷地内は禁煙です。</li> <li>・冬季期間中の利用は大変寒くなります。ヒーターを設置していますが、できる限り防寒対策をしていらしてください。</li> <li>・冬季期間中の入居では、降雪状況によって雪かきを行う必要があります。雪かき用の備品は準備いたしますが、建物周辺は原則入居者にて実施をお願いします。</li> <li>・利用にあたっては入居に係る注意事項をご確認いただき、内容について順守していただく必要があります。</li> <li>・後述の「入居に係る注意事項」を遵守ください。</li> </ul>

## 使用開始について

1. 使用開始日に
  - ・使用承認通知書
  - ・本人確認書類を持参のうえ、「盛岡という星でBASE STATION」へお越しください。（使用開始日が土曜日・日曜日及び祝日にあたる場合は、別途お知らせします。）
2. 現地に移動し、住宅内及び周辺、使用上の注意などを説明した後、住宅の鍵をお渡しします。



### 「盛岡という星でBASE STATION」

岩手県盛岡市菜園1丁目8-15

パルクアベニュー・カワトク キューブⅡ 地下1階)

## 退去時について

1. 退去予定時刻をお伝えください。
2. 利用者様自身で住宅を掃除機などにより簡易清掃をいただいた後、担当者が確認します。
3. アンケートにご協力ください。
4. 住宅の鍵をお返しくください。



# エリアの生活



## ■しえあハート村

お試し移住体験住宅は「もりおか復興推進しえあハート村（以下、しえあハート村）」の中にあります。

しえあハート村は東日本大震災被災地及び平成28年台風第10号災害からの復興を支援する取組を推進するための拠点施設として、進学のために盛岡に転入してくる学生のためのシェアハウスと復興支援に関わる団体が拠点を置く、盛岡市が設置した複合拠点施設です。

地域食堂やフリーカフェタイム等のイベントも開催され、ご参加いただけます。

## ■買い物

徒歩5分圏内にスーパーマーケット、100円均一ショップ、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどがあります。また、ホームセンター、衣料、スポーツ用品の専門店も徒歩圏内です。

## ■病院

徒歩圏内に盛岡市立病院や歯科医院があります。

## ■公共施設等

徒歩圏内に盛岡市総合アリーナ、盛岡市立総合プール、屋内スケートリンク、岩手県立美術館、中央公園等があります。

## ■交通機関

徒歩圏内に岩手県交通のバス停があります（総合アリーナ前、総合プール前）。また1km内にタクシー会社もあります。

## ■ゴミ出し

ストックヤードに分別して随時持ち込み可能ですが、収集日に合わせて出していただけると助かります。詳しくは別紙の「ごみ分別辞典」をご参照ください。

**袋は中が見える透明、半透明のもので。きちんと分別して。**

可燃	毎週 月・木
スプレー缶・カセットボンベ	同 上
プラスチック製容器包装	毎週 水
びん・缶・ペットボトル	1/5,9、2/2,16、3/1,15
不燃	1/12,26、2/9,23、3/8,22
古紙	1/24、2/28、3/27

# ごみ出しルール

袋は中が見える透明、半透明のもので、きちんと分別して出しましょう。



指定日の朝8時30分までに決められた場所に出してください。



使用のごみ集積場所は町内会などに確認してください。



家庭ごみが対象ですので、事業所の方は集積場にごみを出せません。



1mを超えるものは「粗大ごみ」(別紙参照)

**ごみの減量目標** 令和8年度までに1人1日あたりに出すごみの量を443gまで減らしましょう! ■令和3年度の実績は481gでした

毎週 <b>月曜日</b> Burnable Waste (燃やせごみ)	<b>生ごみ</b> 水をよく切ってから出す 	<b>ゴム・布・皮革</b> ホースやふとん等は1m以内にひもで結んで出す 	<b>木くず</b> (長さ50cm以内、太さ5cm以内) 【長さ50cm超、太さ5cm以内の場合】 長さを50cm以内にし、可燃ごみへ 【太さ5cm超の場合】 長さ150cm以内、太さ20cm以内にしてリサイクルセンターに直接持込 	<b>紙・アルミ箔など</b>  調理きょうどん等のアルミ製鍋 リサイクルできない紙類(写真、圧着はがき、シュレッダー紙等)
---	-------------------------------	--	--	---

毎月 <b>第2・4金曜日</b> Non-Burnable Waste (燃やさないごみ)	<b>プラスチック製品</b> 「プラマーク」がないもの やわらかいものは「可燃ごみ」へ 	<b>金属類</b> 刃物は新聞紙などに包み、内容物を表示する 油、塗料の缶などは中身を空にする 	<b>陶器・ガラス</b> 電球や割れたものは新聞紙などに包み、内容物を表示する 	<b>ビデオテープ・ライター</b> 他のごみと別の袋に入れて出す カバから出す(カバーは可燃ごみへ) <b>注意</b> イール・ガスは使わない 	<b>家庭用品・家電製品</b> 携帯電話・デジタルカメラ等は「小型家電の回収ボックス」へ(裏面参照) 																										
	<table border="1"> <tr> <th>収集日</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> <tr> <td></td> <td>14・28</td> <td>12・26</td> <td>9・23</td> <td>14・28</td> <td>11・25</td> <td>8・22</td> <td>13・27</td> <td>10・24</td> <td>8・22</td> <td>12・26</td> <td>9・23</td> <td>8・22</td> </tr> </table>						収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		14・28	12・26	9・23	14・28	11・25	8・22	13・27	10・24	8・22	12・26	9・23
収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																			
	14・28	12・26	9・23	14・28	11・25	8・22	13・27	10・24	8・22	12・26	9・23	8・22																			

毎週**水曜日** Plastic Containers and Packaging (プラスチック製容器包装)

マークがあるもの 汚れているものは軽くすすいで乾かしてから出す

お菓子の空・トレイ、食品トレイ、弁当の容器、ペットボトルのラベルとキャップ、洗剤の容器、詰め替え容器、新聞紙(フチフチ)、風呂スチロール

毎月**第4水曜日** Paper Waste (古紙)

**種類ごと**にわけて出す

<b>雑誌・その他の紙</b> ひもで結ぶか、紙袋または透明・半透明のビニール袋に入れて出す 	<b>新聞</b> ひもで結ぶか、整理袋に入れて出す 	<b>段ボール</b> ひもで結んで出す 間に液状の芯があるもの 																										
<table border="1"> <tr> <th>収集日</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> <tr> <td></td> <td>26</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>25</td> <td>22</td> <td>27</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>27</td> </tr> </table>			収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		26	24	28	26	23	27	25	22	27	24	28	27
収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																
	26	24	28	26	23	27	25	22	27	24	28	27																

古紙・びん・缶 資源集団回収に協力しましょう!

毎月**第1・3金曜日** Glass Bottles / Cans / Plastic Bottles (びん・缶・ペットボトル)

<b>びん</b> 水ですすぶ、それぞれ別の袋で出す (凍っているものは回収できません。) ・金属製のふたは「燃やさないごみ」へ ・プラスチック製のふたは「プラスチック製容器包装」へ 	<b>缶</b> ・金属製のふたは、はすして缶と一緒に出す ・18L以上の缶は「燃やさないごみ」へ 	<b>ペットボトル</b> キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」へ 																										
<table border="1"> <tr> <th>収集日</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> <tr> <td></td> <td>7・21</td> <td>5・19</td> <td>2・16</td> <td>7・21</td> <td>4・18</td> <td>1・15</td> <td>6・20</td> <td>3・17</td> <td>1・15</td> <td>5・19</td> <td>2・16</td> <td>1・15</td> </tr> </table>			収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		7・21	5・19	2・16	7・21	4・18	1・15	6・20	3・17	1・15	5・19	2・16	1・15
収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																
	7・21	5・19	2・16	7・21	4・18	1・15	6・20	3・17	1・15	5・19	2・16	1・15																

毎週**月曜日** Spray Cans / Gas Cylinders (スプレー缶・カセットボンベ)

スプレー缶・カセットボンベ

中身を使い切って穴を開けずにスプレー缶・カセットボンベのみを透明・半透明のビニール袋に入れて出す

**注意** 収集日は可燃ごみと同日ですが、可燃ごみの袋には、絶対に混ぜないで袋を分けてください。  
※ 中身を使い切れない場合は、資源物処理場に持参してください。

ヘアスプレー、塗料スプレー、殺虫剤、カセットボンベ

燃やせごみ

燃やさないごみ

資源 (Recyclables)

## ■冬季の生活について

### ・水道の水抜き

気温がおおむね氷点下4度以下になりますと、水道が凍ったり破裂することがあります。そのため、就寝時や外出の際には水道管内の水を抜く必要があります。冬期間は、水道を正しく使って凍結や破裂を防ぎましょう。

### 【水抜きの手順】

- ①5箇所（シンクのお湯側・洗面台のお湯&水・浴槽のお湯&水）の蛇口を全開にする
- ②洗濯機前の元栓のうち、右側2つを全て右に最後まで回し切る



- ③全開にした蛇口の水が全て止まったのを確認したら、左端の栓を左に最後まで回し切る



### 【注意】

これだけ逆方向なんです！



- ④シンクの水側のレバーを全開にして、足元の元栓を右に最後まで回し切る
- ⑤トイレの元栓を右に最後まで回し切る
- ⑥給湯器リモコンのスイッチを切る⇒水抜き完了！

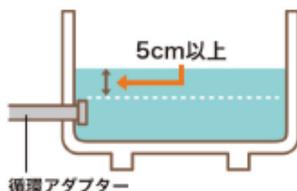
### 【それに加えて】

浴槽に水を張ったままにしてください。

浴槽に入る習慣のある人は、入浴後に湯を抜かず、入浴時ごとに湯を入れ替えるようにしてください。

Check!!

「追い炊き機能付きのガス風呂給湯器」は、浴槽の残り湯を循環アダプターより5cm以上、上にある状態にしてください。



ガス給湯器が凍結の危険のある温度近くになると自動的にガス給湯器内のポンプが作動し、循環することで追い炊き配管内の凍結を防止します。

・ガス給湯器のリモコンの運転スイッチ「入/切」に関係なくガス給湯器内のポンプが作動します。

## 【水を再び使用するとき】（水抜きと逆の手順）

- ①トイレの元栓を左に最後まで回し切る
- ②シンク足元の元栓を左に最後まで回し切る
- ③洗濯機前の元栓のうち、左端の栓を右に最後まで回し切る



### 【注意】

これだけ逆方向なんです！

- ④洗濯機前の元栓のうち、右側2つを全て左に最後まで回し切る



- ⑤水が流れている蛇口を全て閉める
- ⑥必要に応じて給湯器のリモコンスイッチを入れて完了！

### ・ 灯油（冬季）

お試し移住体験住宅の暖房は石油ファンヒーターをご利用いただきます。灯油は、しえあハート村センターハウスでお渡ししますので支援員にお申し出いただき運んでください（月曜日はお休み）。一度に18リットル缶を2缶お渡しします。精算は光熱水費と一緒にいきます。

### ・ 除雪

降雪時には玄関に備え付けてる除雪用具でお試し移住体験住宅の玄関等の除雪をお願いします。また、近辺の道路の除雪にご協力ください。

### ・ 車の装備

冬期間はスタットレスタイヤの装着に加え、雪用ワイパーやスノーブラシが必要です。路面が凍結するため運転には十分ご注意ください（特にブラックアイス）ください。

### ・ 換気扇の使用

台所に備え付けの換気扇の始動に時間がかかります。使用される際は羽が回転するまでしばらくお付けください。

# 主な連絡先等



内 容	連絡先	備考・電話番号等
移住や暮らしの相談・まち歩き案内等	盛岡という星で BASE STATION	営業時間：10:00～18:30 019-681-0515
お試し移住体験住宅に関すること	(株) 中央住宅産業 (建物管理受託者)	営業時間：9:00～18:00 定休日：土・日曜日、祝日 019-625-1111
お試し移住体験住宅に関する <u>夜間緊急連絡先</u>	(株) 中央住宅産業 (建物管理受託者)	080-4203-5901 <b>鍵の紛失など建物に関する緊急時のみ</b>
医療	盛岡市立病院	定休日：土・日曜日 診療時間：8:30～11:30 13:30～16:30 019-635-0101
	どいじり歯科医院	定休日：日・木曜日 診療時間：9:00～19:00 (土曜日は18:30まで) 019-631-1151
警察	盛岡東警察署 おおみや交番	019-636-3130
タクシー	城東交通	019-636-2411
銀行	岩手銀行 本宮支店	019-635-2388
郵便局	イオンモール盛岡南内 郵便局	営業時間：10:00～18:00 019-631-3640
しえあハート村	センターハウス	定休日：月曜日 019-601-5043 地域に関することの相談等

近くのお店	種類・営業時間
ビッグハウス アイスアリーナ前店	スーパー 9:00～22:00
ザ・ダイソー 盛岡アイスアリーナ前店	100円均一ショップ 9:00～21:00
セブン-イレブン 盛岡本宮店	コンビニエンスストア 24時間営業
薬王堂 盛岡太田店	ドラッグストア 8:00～22:00

# 診療時間外に具合が悪くなったら

## ■症状が比較的軽い場合は、「初期救急医療機関」へ

名称	所在地・電話番号	受付時間	診療科目
市夜間急患診療所	神明町3-29 (市保健所2階) ☎654-1080	19時～23時※年中無休	内科・小児科 マスク着用・手指消毒などの感染対策にご協力ください。発熱または喉の症状がある人は、受付にお伝えください。
		平日 17時15分～ 土・日曜、祝日 8時半～	
市立病院	本宮五丁目15-1 ☎635-0101	平日 17時15分～ 土・日曜、祝日 8時半～	内科・外科★
休日救急当番医	休日救急当番医・薬局のとおり	9時～17時 ※歯科は15時まで ※薬局は17時半まで	内科・外科 小児科・歯科 薬局

★内科または外科医師のみの場合がありますので、来院前に市立病院へお問い合わせください



## ■休日救急当番医・薬局

※往診はできません

右のQRコードからご参照ください。



## ■入院が必要と思われる場合と初期救急医療機関が診療していない時間は「2次救急医療機関」へ

▶受診の際は、医療費とは別に定額負担料金が必要になる場合があります。

▶各病院で、その日の当直診療科が異なります。事前に各医療機関に問い合わせるか、市医師会のホームページをご覧ください。

病院名	電話番号
市立病院 (本宮五)	635-0101
栃内病院 (西仙北一)	681-3575
遠山病院 (下ノ橋町)	651-2111
盛岡つなぎ温泉病院 (繫字尾入野)	689-2101
盛岡友愛病院 (永井12)	638-2222
川久保病院 (津志田26)	635-1305
国立病院機構盛岡医療センター (青山一)	647-2195
八角病院 (好摩字夏間木)	682-0201

### ▼重症患者を優先して受け入れ

岩手医科大学附属病院 (矢巾町)	613-7111
岩手県立中央病院 (上田一)	653-1151
盛岡赤十字病院 (三本柳6)	637-3111

2次救急医療機関の受入診療科はこちら



# 緊急避難場所



対象災害種別	施設名	住所 電話番号等
洪水・地震・火事	①盛岡タカヤアリーナ (盛岡市総合アリーナ)	盛岡市本宮五丁目4-1 019-658-1212
火事	②中央公園	盛岡市本宮字蛇屋敷 外
洪水・地震	③本宮老人福祉センター	盛岡市本宮4-38-26 019-635-4595

## ①盛岡タカヤアリーナ



## ②中央公園



お試し居住住宅



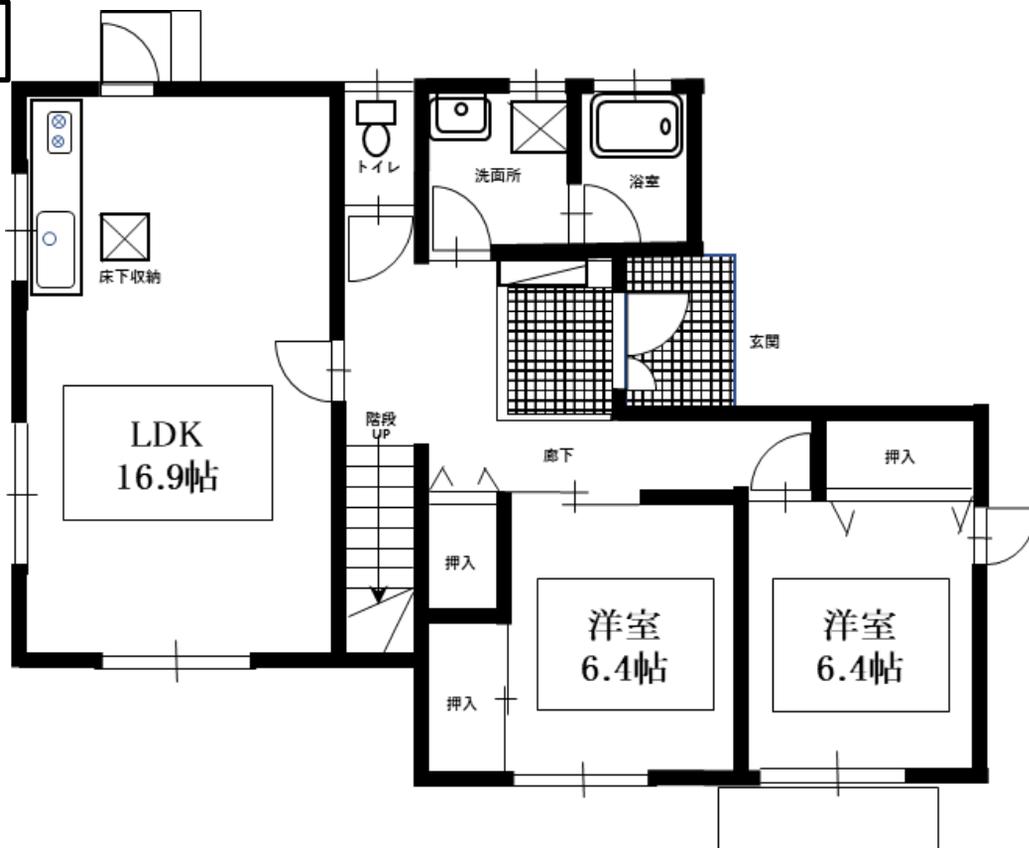
## ③本宮老人福祉センター



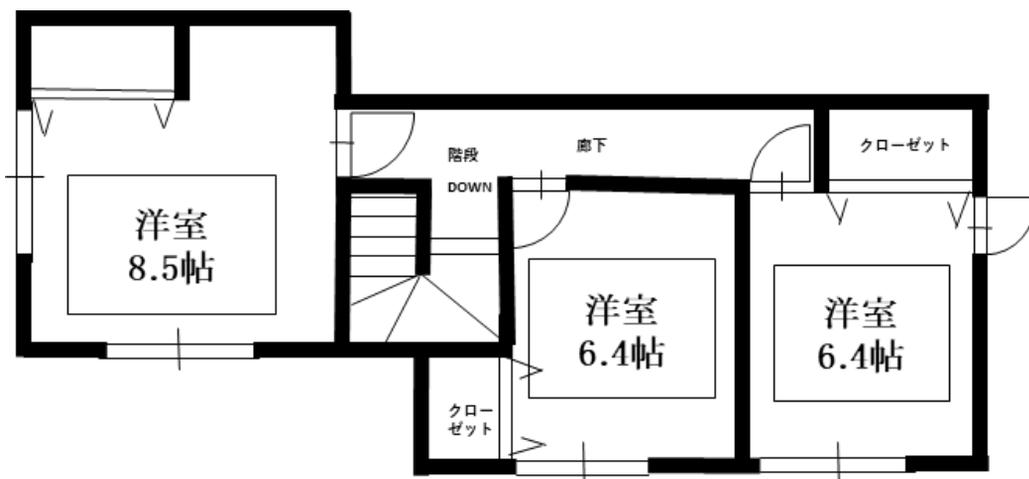
## 間取り図



1階

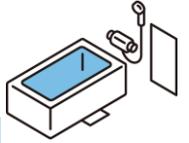


2階



# 部屋の様子

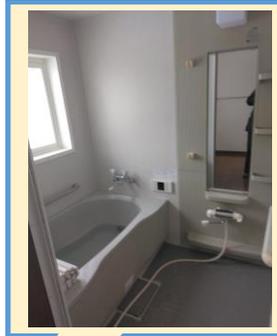
お試し居住住宅（1F）



トイレ



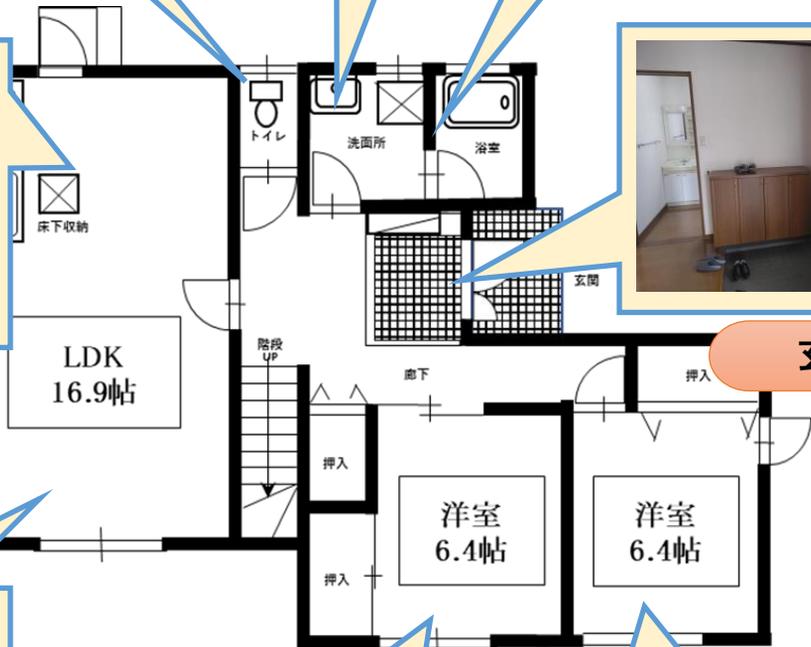
洗面所



風呂



キッチン



玄関



リビング



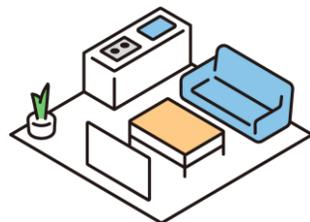
洋室



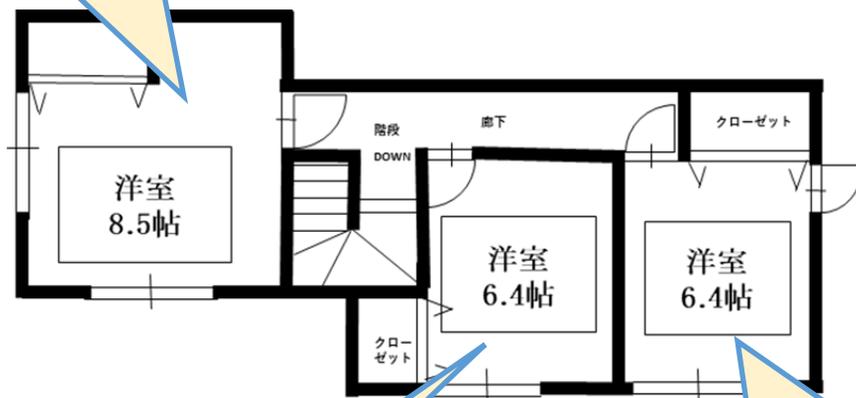
洋室

# 部屋の様子

お試し居住住宅（2F）



洋室



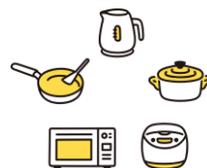
洋室



洋室



# 備 品



電化製品・家具等		台所用品		風呂・洗濯・掃除用品	
冷蔵庫	1	食器洗いかご	1	風呂の蓋	1
ガスレンジ	1	まな板	2	風呂桶	1
炊飯器	1	包丁	1	浴室用椅子	一式
電子レンジ	1	しゃもじ	1	ハンガー	一式
キッチンラック	1	おたま	1	洗濯かご	1
テレビ	1	フライ返し	1	洗濯ばさみ	
掃除機	1	泡だて器	1	ほうき	1
洗濯機	1	トレイ	1	床拭きシート	一式
テーブル (座卓)	1	スプーン	1	ごみ箱	2
座布団	4	箸	4膳		
石油ファン ヒーター	2	菜箸	1膳		
電気ケトル	1	大皿	4		
三角コーナー	1	中皿	4		
台所用品		小皿	8		
鍋	2	お椀	4		
やかん	1	どんぶり	4		
フライパン	1	コーヒーカップ	4		
		ガラスコップ	4		

# ご用意いただきたいもの



台所まわり	お風呂用品	その他
洗剤	シャンプー	洗面用具
スポンジ	石けん	ゴミ袋
布きん	風呂用洗剤	タオル
ラップ	掃除用スポンジ	等
調味料	等	
食料品		
等		
洗濯用品	トイレ用品	必要に応じ
洗剤	トイレットペーパー	ドライヤー
ハンガー	トイレ用洗剤	アイロン
等	トイレブラシ	スリッパ
	等	洗面器
		等

# まち歩きツアー

盛岡の街を歩きながら、暮らしぶりを体感するツアーや、広域圏の暮らしコンテンツの情報提供を行っています。

毎回違うテーマや行き先が楽しめる定期開催型の「はじめての盛岡\*まち歩きガイドツアー」や、個人向けの「オーダーメイドツアー」（無料/要事前予約）も承っています。

「盛岡に実際に住んだらどんな街なんだろう？」そんな疑問にもお応えします。

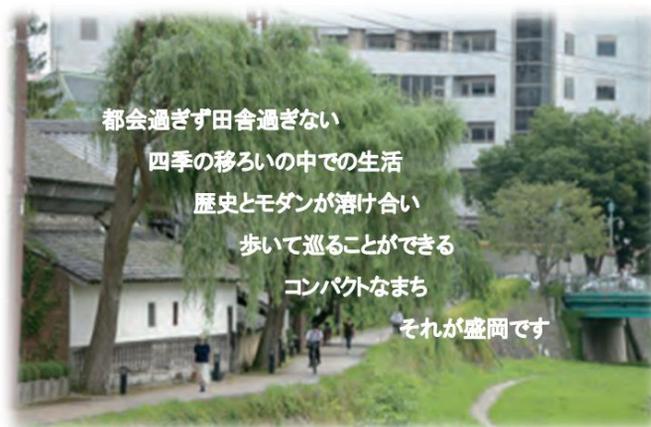


※写真はイメージです

- 事業実施  
盛岡市
- 事業受託  
トラベル・リンク（株）



詳しくはこちらから





# 入居に係る注意事項

## 1 使用できる者

施設を使用することができる者は、次の全ての要件に該当する者としてします。

- (1) 県外から本市への移住定住を検討している者であること。
- (2) 市が管理するSNS等にて実施する市内での生活の様子や、魅力などの外部へ向けた情報発信に協力すること。
- (3) 市が実施するアンケートに協力すること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者
- (5) 高等学校等（高等学校、中等教育学校、高等専門学校（1年生から3年生まで）、専修学校高等課程及び特別支援学校等）に在籍している者のみの使用でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用することが適当でないと市長が認めた者でない者

## 2 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 施設をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 留守や就寝時に施錠する等施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いには十分注意し、寒冷時には水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 備付けの備品及び什器類（食器やその他家具）を適切に取り扱うこと。
- (5) ごみは、決められたルールに従い分別すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## 3 禁止行為

使用者は、施設及びその敷地内において、次に掲げる行為をしていけません。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (3) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (5) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) 申請書に記載された使用者以外の者を宿泊させること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸、又はその権利を譲渡すること。
- (8) 動物を飼育すること。
- (9) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。